

RD最終処分場問題対策委員会開催に係る傍聴等の取扱いについて

1 対策委員会の傍聴要領（案）について

2 議事録の取扱いについて

(1) 会議開催結果の公表について

(2) 議事録の作成について

3 その他

(1) 事務局作成資料について

(2) 委員からの資料配付について

R D最終処分場問題対策委員会傍聴要領（案）

「R D最終処分場問題対策委員会」（以下「委員会」という。）を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

1. 傍聴する場合の手続き

- (1) 委員会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開催前 15 分以前に、会場受付で住所および氏名を記入してください。
- (2) 開催時刻前 15 分以降において、傍聴希望者が定員に満たない場合は、定員を満たすまで先着順で傍聴を許可します。ただし、開催時刻以降の傍聴許可はいたしません。
- (3) (1)の場合で傍聴希望者が定員を超えたときには、抽選し、傍聴許可者を決定します。
- (4) 傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って、会議の会場に入場し、所定の席に着席してください。

2. 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法で賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (2) 会場内では、携帯電話・ポケットベル等の電源は切っておくこと。
- (3) 飲食、喫煙等をしないこと。
- (4) 会議中はみだりに席を立たないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと。

3. 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、委員長が退場を命じる場合があります。

4. その他

不明な点があれば、係員にお問い合わせ下さい。